

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 男女参画・こども局こども未来課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号						
手続名	社会福祉法人の吸収合併の認可	根拠条項	第 5 0 条第 4 項において準用する第 3 2 条						
審 査 基 準	<p>社会福祉法人の吸収合併の認可は、根拠条項のほか、平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う。</p>								
受付 機関	こども未来課	処理 機関	こども未来課	交付 機関	こども未来課	標準処理期間	- 日	目次	
						標準経由期間	- 日		